

一宮町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例についての意見募集

一宮町では、これまで取り組んできた都市づくりを基盤とし、町の個性を活かしながら快適性と魅力を高め、それぞれの地域にあった住み良いまちづくりを進めることとしています。

このたび、用途地域が設定されていない県道飯岡一宮線沿道地域及び国道128号沿道地域について良好な住環境の形成などを目的として、「一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」を作成することとしました。

この条例について、皆様のご意見を募集します。

一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の選定理由

町では、現在、平成29年10月を目途として、良好な居住環境の形成などを目的として、都市計画法第8条第1項第2号の2の規定による特定用途制限地域を都市決定することで事務手続きを進めています。

この特定用途制限地域に係る都市計画は、位置、区域、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定めることとされ、具体的な建築物の用途の制限などの内容については、町の条例で定めることとされています。

このことから、特定用途制限地域制度を効果的に運用していくにあたり、町の条例を定めることが必要となります。

一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する用途制限の概要等の閲覧について

用途制限の概要等については、町ホームページからご覧になるか、一宮町役場都市環境課にて閲覧ください。

町ホームページアドレス <http://www.town.ichinomiya.chiba.jp>

◆資料

- ・位置図
- ・計画図

都市環境課での閲覧時間

平成29年6月9日（金）から6月22日（木）

午前8時30分～午後5時15分

（月曜日から金曜日。）

意見の募集期間

平成29年6月9日（金）から6月22日（木）必着

*期間短縮理由・・・昨年度より4回実施致しました特定用途制限地域検討委員会において案の了解が得られましたが、さらに多くの町民の方からのご意見等を考慮した最終案を第5回検討委員会に提出し、同委員会の了解を得て、10月までに策定するため、意見公募期間を短縮するものであります。

意見の提出対象者について

- 1 町内に住所を有する方
- 2 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その団体
- 3 町内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- 4 1～3以外で、このパブリックコメントに係る事案に利害関係を有する方

応募用紙

次のいずれかの応募用紙により提出をお願いします。

- 1 町ホームページからダウンロードした応募用紙
町ホームページアドレス <http://www.town.ichinomiya.chiba.jp>
- 2 一宮町役場都市環境課に備え付けの応募用紙
- 3 1、2以外の場合は、提出者の住所、氏名、連絡先（電話番号）を記入した任意の応募用紙。

提出方法

直接お持ち頂くか、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法によりご提出ください。

- 1 直接お持ち頂く場合 一宮町役場都市環境課まで
- 2 郵便の場合 〒299-4396 一宮町一宮 2457 番地
一宮町役場都市環境課 宛
- 3 FAX の場合 0475-40-1075 都市環境課 宛
- 4 メール toshi@town.ichinomiya.chiba.jp
(送信時は半角英数に直してください)

*メールで送付頂く場合は、件名を「特定用途条例（素案）」としてご送付ください。

ご提供いただきましたご意見について

- ・ご意見は、一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（素案）の参考とさせていただきます。
- ・ご意見は、後日意見の概要と意見に対する町の考えを取りまとめ、一宮町のホームページにて公表いたします。
- ・個人情報や個人を特定できるような情報は一切公表いたしません。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしません。